

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・企業間の連携

(取引先との連携を通じて、技術力および生産性の向上を図るとともに
円滑な事業活動の実現に努めます)

- ・IT実装支援

(取引先との円滑な情報共有を目的として、受発注や図面データ等のデジタル化、
IT活用について可能な範囲で連携・検討を行います)

- ・グリーン化の取組

(省エネルギー化や生産工程の効率化を通じた環境負荷低減に取り組むとともに
取引先と連携し、脱炭素・低炭素化に資する取組を検討します)

- ・健康経営に関する取組

(従業員の健康保持・増進を目的とした取組を推進するとともに
必要に応じて取引先とも情報共有を行います)

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他

- ・取引条件のしわ寄せ防止

短納期要請や仕様変更等を行う場合には、事前に十分な協議を行い
合理的な理由なく一方的に取引先へ負担を押し付けることは行いません

- ・適正な対価の支払い

原材料価格、エネルギー価格、労務費等の上昇があった場合には
その影響を踏まえ取引先と誠実に協議し適正な価格転嫁に努めます

・価格決定プロセスの透明性

価格決定にあたっては、見積内容や前提条件について可能な範囲で説明を行い
取引先の理解を得るよう努めます

・支払条件

取引代金の支払条件については、取適法等の関係法令を遵守し
適正な支払期日の確保に努めます

・知的財産・技術情報の保護

取引を通じて知り得た図面、技術情報、ノウハウ等については、適切に管理し
取引先の不利益となる利用は行いません

2026年1月8日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社ディープパワー 代表取締役社長 小笠原 裕介
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。